

運用指針の解説

以下に、本解説の各ページの構成を示す。

〔各ページの記載例〕

○見開き左ページの最上段に
「指針本文」を原文のまま記載

「指針本文」についての解説
II. 発注関係事務の適切な実施について
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

【解説】

○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認 (1) (1) (1)

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6.5点未満の工事は対象外とする。

・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。
 - 地理的条件
 - ・要件として設定する場合、競争性を確保する。
 - 資格
 - ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
 - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- 出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 25 年 3 月国土交通省）

○ **施工実績の要件を緩和**

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の競争参加資格要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】

今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例 1 道路改良工事 (掘削80,000m ³)	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の 土量が80,000m ³ 以上であれば加点。
	(緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	
例 2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m ³)	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が 53,000m ³ 以上であれば加点。
	(緩和) 路体(築堤)盛土の施工実績	
例 3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台又は橋脚の施工実績	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台高さが15m以上であれば加点。
	(緩和) 鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く) の施工実績	
例 4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋における橋梁補修の施工実績	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が 200m以上であれば加点
	(緩和) コンクリート構造物補修の施工実績	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

出典)「近畿ブロック発注者協議会(第7回協議会)」(平成26年10月国土交通省近畿地方整備局)

(参考法令等)

- i) 「予算決算及び会計令」第73条(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、
・参考となる法令等
・参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載